

長野県行政・財政改革方針(仮称)骨子案

長 野 県

平成 23 年 (2011 年) 10 月

目 次

第 1	新たな行政改革・財政改革が目指すもの	1
	行政改革・財政改革の必要性	
	改革の基本理念	
	職員に期待される改革姿勢	
	推進期間	
第 2	具体的な取組内容	4
	県民参加と協働の推進	4
	1 県民協働の推進	
	(1) 県民協働による新しい公共の推進	
	(2) 担い手となる N P O 等の活動基盤の強化と連携	
	2 県民参加による対話型の行政運営	
	(1) 広報活動の推進	
	(2) 広報・情報発信の充実と効果の検証	
	(3) 県民の声の行政運営への反映	
	人材マネジメント改革	6
	1 意欲と能力のある人材の育成と確保	
	(1) 長野県人材育成基本方針の見直し	
	(2) 女性職員の登用	
	(3) 職員のワークライフバランスの推進	
	(4) 人材の確保	
	2 人事評価制度の実効性ある運用	
	(1) 制度運用の見直し	
	(2) 制度を活用したコミュニケーションの促進	
	3 給与制度の適切な運用	
	行政経営システム改革	8
	1 組織風土の変革	
	(1) 風通しのよい職場づくり	
	(2) 職員の意見や提案の活用	
	(3) 現地機関の声が反映される仕組みづくり	
	2 しごと改革(業務の生産性の向上)	
	(1) 事務事業の不断の見直し	
	(2) 業務の改善・効率化	
	3 アウトソーシングの推進	
	(1) 指定管理者制度の導入	
	(2) 地方独立行政法人化	
	(3) 業務の民間委託の推進	
	4 ファシリティマネジメントの推進	
	(1) 県有財産の有効活用	
	(2) 県有財産の総量縮小	
	(3) 県有施設の長寿命化	
	5 県組織の見直し	
	(1) 本庁組織の見直し	
	(2) 現地機関の見直し	
	(3) 県有施設のあり方の検討	
	(4) 公営企業のあり方の検討	

(5) 教育機関のあり方の検討	
(6) 警察組織のあり方の検討	
6 定員の適正化	
(1) 定員適正化計画の策定	
(2) 人的資源の有効活用	
(3) 非常勤職員の活用と適正な管理	
7 外郭団体の見直し	
(1) 改革基本方針の見直し	
(2) 県の関与の見直し	
財政構造改革	14
1 歳入確保の取組	
(1) 新たな歳入確保	
(2) 県税収入の確保	
(3) 受益者負担の適正化	
(4) 県有財産の有効活用	
(5) 臨時的財源の活用	
2 歳出削減の取組	
(1) 抜本的な事業見直し	
(2) 人件費の縮減	
(3) 公債費の縮減	
3 改革の効果と財政見通し	
(1) 歳入確保・歳出削減の効果額	
(2) 財政見通し(平成 24～28 年度)	
4 財政健全化に向けた取組	
(1) 県債残高と健全化判断比率の今後の見通し	
(2) 県債の発行抑制と県債残高の縮減	
5 県民や地域の声の反映と情報共有	
(1) 県民や地域の声の予算編成への反映	
(2) 財政情報の公表	
地方分権改革	24
1 国から地方への事務権限の移譲	
(1) 国の出先機関の原則廃止への対応	
(2) 国の事務・権限の受入れ	
2 長野県独自の自治の検討	
3 市町村や近隣県との連携強化	
第3 今後の施策展開	25
第4 国への提言	25
地方分権に対応した国と地方の役割分担の見直し	
地方一般財源総額の確保など安定的な財政基盤の確立	
国庫補助制度等の改善	
第5 方針の実施に当たって	27
県民、市町村、団体等の意見の反映	
推進体制、実施状況の公表	
< 参考 >	
これまでの取組、現状と課題	28
行政改革、財政改革のこれまでの取組	
県行政・県財政の現状と課題	

第1 新たな行政改革・財政改革が目指すもの

行政改革・財政改革の必要性

世界規模での経済危機や東日本大震災からの復興など、時代の大きな転換期にあつて、私たちの社会はこれまでの延長線上の取組だけでは通用しない時代を迎えています。

こうした中で、社会情勢の変化や多様化するニーズに迅速・的確に対応し、県民に質の高いサービスを安定して提供するためには、「行政にこそ変化が必要」であり、そうした行政運営を実現するための「行政・財政基盤の確立」が不可欠です。

また、県民にとってより良い県政を実現していくためには、県民の思いや期待に応えることができ、そのことが職員自らの仕事の満足度の向上にもつながるような県行政・県組織であることが求められます。「県民の幸せが自分自身の仕事の喜びとして実感できる」県政運営のため改革に取り組んでいく必要があります。

1 多様化、複雑化する行政ニーズに対応できる効果的・効率的な行政運営体制の確立

社会経済情勢の変化を踏まえた「仕事の仕方の最適化」や「課題に対応し成果をあげる人材の育成」、「組織や定員の適正化」などに取り組み、行政ニーズに対し、部局や本庁・現地機関の枠組みを超えて柔軟に対応し、効果的な施策を効率的に提供できる組織体制をつくる必要があります。

2 多様な活動主体による新たな公共の担い手の展開に対応した行政運営

効果的・効率的な公的サービスを提供するため、県だけが提供主体となるのではなく、大胆な外部化も含め、多様な主体との連携・協働を図る必要があります。

3 地方分権の進展に伴う市町村との連携体制の構築

市町村との役割分担を明確化するとともに、権限移譲を進めるなど、市町村との連携による行政サービスの提供体制を確立する必要があります。

4 新たな総合5か年計画を着実に実行するための行政・財政基盤の確立

平成25年度からスタートする新たな総合5か年計画に基づく施策を着実に実行するための行政・財政基盤を確立する必要があります。

改革の基本理念

(基本理念)

多様化する行政ニーズに対応して県民に質の高いサービスを提供し続けるための仕組みづくりを進めます。

このため、時代の転換期にあることを認識し、県民サービスの充実や職員・組織の持つ力を最大限発揮できるような仕組みづくり(質の向上)に力点を置くとともに、組織や事務事業の見直しなど限られた資源の有効活用(量の最適化)についても継続して取り組んでいきます。

改革の目指す姿

県民とともに考え行動し、
挑戦し、成果にこだわりを持ち、
先見性と迅速性を重視し、目的と手段を混同せず、
「県民の笑顔」を活力に、長野県らしく、
「熱い組織」・「熱い職員」を目指し、改革に取り組みます。

(取組の5つの柱)

1 県民参加と協働の推進

県が提供する行政サービスを県民参加と民間との協働により充実して提供する仕組みづくり

2 人材マネジメント改革

県民の視点で常に県民サービスの向上を意識し行動する質の高い職員の育成

3 行政経営システム改革

時代の要請や県民のニーズに柔軟に対応し絶えず現状を改善する機動的な行政経営の仕組みづくり

4 財政構造改革

質の高い県民サービスを提供し続けるための持続可能な財政構造の構築と財政健全化の取組

5 地方分権改革

地方分権を見据えた県の役割の明確化と国、市町村とのより適切な連携・協力関係の構築

職員に期待される改革姿勢

新たな行政改革・財政改革の推進に当たっては、縦割りの意識をなくしてチームとして取り組み、職員一人ひとりの意識や姿勢が、県組織全体としての成果につながるよう取り組んでいくことが求められます。

「変える」意識を持つ

組織の在りよう、仕事の仕方、業務の在りよう、長年同じように取り組んできたものを自ら変えていく組織、職員に。

「集中」して「結果」を出す

計画して終わりとならないよう、また、効果を出せるよう集中して実践。

自ら「聴き」共に「創る」

待ち構えるのではなく、地域に出て自分の目や耳で現状や課題を捉え、コーディネーターの意識を持って相手と協働して創造。

適時適切・積極的な「情報公開」

組織として職員として求められてから情報提供するのではなく、自ら積極的に情報公開を。

「専門性」を自らのものに

少数の人員でも職務を効果的に遂行できるよう、専門知識の吸収など自己研鑽に努めるとともに、県民の意識・意見に学ぶ力を。

推進期間

現行の「行財政改革プラン」の計画期間終了後の平成 24 年度(2012 年度) から平成 28 年度(2016 年度) までの 5 年間とします。

第2 具体的な取組内容

県民参加と協働の推進

県民参加と民間等との協働により充実した県民サービスを提供します。

人口の減少などによる急速な少子高齢社会の到来など本県を取り巻く情勢が大きく変化し行政ニーズが多様化・複雑化している中で、多くの課題を行政だけで担っていくのではなく、行政がその責任を果たした上で多様な主体と連携・協働し、社会を共に支えていく必要があります。

そのため、県民、NPO、民間企業、市町村など地域社会を構成する主体と対話を重ねながら「新しい公共」を共に創り出していくことにより、県民サービスの質の向上を図ります。

また、県民の県政への積極的な参加と協働を促進するため、県が発信する情報の充実を図り、効果的な広報活動を展開します。

1 県民協働の推進

(1) 県民協働による新しい公共の推進

行政が公的サービスの提供を担うのに加え、県民、NPO、企業などとの協働を進めてそれぞれの得意分野や資源を生かし、連携して地域のニーズに対応していくことにより、一層質の高いサービスの提供や地域課題の解決を図ることを目指します。

そのため、「県民協働を進める信州円卓会議」で、多様な活動主体との共創・協働へとつなげる、従来の枠にとらわれない取組を検討し、新しい公共の利点を生かした行政運営を構築します。

(2) 担い手となるNPO等の活動基盤の強化と連携

活動基盤の強化

地域社会における協働の重要な担い手であるNPO等の活動基盤の強化を図るため、「新しい公共支援・推進事業」の重点的な取組により、収入基盤の強化や人材育成に取り組むとともに、認定NPO法人数の増加を支援します。

NPO等への支援を行う組織（中間支援組織）との連携強化

NPO等の活動を支援する中間支援組織や市町村の公益市民活動センターと連携し、適切な役割分担のもと、自立した団体の育成を推進します。

また、中間支援組織の育成強化事業に取り組み、中間支援組織及び公益市民活動センター設置市町村の増を目指します。

2 県民参加による対話型の行政運営

(1) 広報活動の推進

県民の県政に対する理解を深め、県政への積極的な参加と協働を推進するとともに、県民と情報を共有化するため、様々な媒体を活用して適時適切な広報を実施します。

(2) 広報・情報発信の充実と効果の検証

県民目線のより効果的な情報発信

誰もが利用しやすく、わかりやすいホ - ムページとするため、県民からの幅広い意見の反映や情報更新頻度の向上に努め、より効果的な情報発信を行います。

情報発信力の強化

広報誌や新聞掲載により情報提供を行うとともに、ホームページ、ツイッター、ブログ、メールマガジンなど、インターネットを活用して積極的に情報提供を行います。

(3) 県民の声の行政運営への反映

広聴事業の充実

県政タウンミーティング、県政ランチミーティング等、県民の意見を県政に取り入れる機会を更に充実します。特にタウンミーティングにおいては、熟議方式やワークショップ形式を取り入れ、県民と職員が議論を行う中で県民意見の把握に努めます。

また、職員が県民と接する機会に積極的に意見交換の場を設けるように努めます。

県政に対する意見・提案の活用

県民の意見を県政に反映させるため、様々な手法により受け付けた県民の意見や苦情を組織全体で共有するとともに、適正な事務処理につなげる仕組みを検討します。

また、県民が県政について学び、参加する機会を充実するため、県の施策に関して県民が主体的、自主的に開催する講座への講師の派遣や、県ホームページを使った募集PR等の支援を検討します。

政策づくりへの県民参加の推進

実効性のある施策を策定するため、県の施策に関係する様々な当事者の県政参加の機会を拡大するとともに、政策づくりに県民が参加する仕組みについて「県民協働のあり方」の検討と連携して進めます。

また、県民にとってわかりやすく、参加しやすいパブリックコメントを推進するため、事前告知を行う等の見直しを行います。

県民満足度調査の実施

県民を対象に行う政策別の県民満足度調査について、県政への参画を進め、県民の評価を県政運営に活かすため、必要な改良を加えつつ、引き続き実施します。

審議会等の活性化

審議会等の運営に当たっては、より多くの県民からの意見を県政に反映させるため、公募制の活用や女性委員の割合を5割とすることを目標とするなど、幅広い分野から適切な人材を選任するとともに、必要に応じて専門委員会等を設置するなど、会議において活発な議論がなされるような工夫を行います。また、審議会等における答申文の作成に当たっては、委員からなる起草委員会を設けるなど委員の専門性や識見を活かせるよう努めます。

人材マネジメント改革

県民視点で常に県民サービスの向上を意識し行動する質の高い職員を育成します。

限られたマンパワーで一層多様化・複雑化する行政課題に対応し、県民満足度を向上させるためには、職員一人ひとりの意欲と能力を最大限に引き出すことが必要です。

県民主権の県政の実現のため、職員の「共感力」「政策力」「発信力」の強化を図り、コスト意識やスピード感、地域のコーディネーター役となる意識を持って、具体的な成果を上げることができる高い資質と意欲を有する人材の確保と育成を図ります。

1 意欲と能力のある人材の育成と確保

(1) 長野県人材育成基本方針の見直し

職員一人ひとりの意欲と能力を最大限に引き出し、県政課題に積極的かつ柔軟に対応できる人材を育成するための基本的方針及びその具体的施策を明らかにする「長野県人材育成基本方針」を、制度や環境の変化を踏まえ、新たな時代に対応すべく、見直しを行います。

同方針に基づく施策を適時適切に実施し、多様化・複雑化する環境の変化に柔軟に対応できる人材を育成します。

・方針の中に位置付ける項目例

リーダーとなる職員の育成 職員のホスピタリティの向上

(2) 女性職員の登用

県民サービスをより一層充実させるためには、男女問わず意欲と能力ある職員を積極的に登用する必要があります。しかし、現在の状況を見ると、女性職員の管理職に占める割合は男性職員に比べて低い状況にあるため、将来の管理職への登用につながる係長級や課長補佐級への女性職員の登用を積極的に進めます。

(3) 職員のワ - クライフバランスの推進

職員の総労働時間を短縮するため、時間外勤務の縮減目標を設定するとともに、職員の意識改革を促し、管理職員と部下職員の意思疎通を促進することにより業務の効率化を図ります。

また、男性職員を含む育児休暇の取得促進を図るなど、職員がその意欲と能力を最大限発揮できるようワークライフバランスの推進に努めます。

(4) 人材の確保

価値観が多様化・複雑化するなか、県の施策をより効果的・効率的に推進していくためには、高度な専門性を有する者の活用が必要となることから、任期付き職員や外部アドバイザーのより有効な活用を進めるとともに、社会人経験者の採用などより多様な人材の確保に努めることで、組織全体の活力を高めます。

2 人事評価制度の実効性ある運用

(1) 制度運用の見直し

職務遂行に関する能力や、業績に関する評価を行う「人事評価制度」については、評価結果が給与や任用等に適切に反映され、職員のモチベーションが更に高まるよう、制度運用の見直しを行います。

また、職責に応じた適切な評価が行われ、かつ、職員の改革に取り組む姿勢や意欲を後押しできるよう、評価項目について必要な見直しを行うとともに、職員の負担を軽減するための方策についても検討します。

(2) 制度を活用したコミュニケーションの促進

人事評価制度に関する研修会などを通じ、職員の理解促進や制度の定着を図るとともに、評価制度を活用し上司と部下のコミュニケーションを図り、組織目標を共有しながらいきいきと働くことができる職場づくりを推進します。

3 給与制度の適切な運用

勤務実績を給与に反映させるため、人事評価制度と連動した給与制度の運用に引き続き取り組みます。

また、公務員給与を取り巻く情勢を注視しつつ、地方公務員法の趣旨に沿って、職員給与のあり方について研究していきます。

行政経営システム改革

時代の要請や行政ニーズに柔軟に対応し、組織や事業、仕事の仕方を改善する行政経営の仕組みを構築します。

県組織は、「本来の役割」を担っているのか、今後「存在意義」をどのように果たしていくのか、常に自ら検証し見直していく必要があります。

県組織の役割の原点は、県が本来やるべきことをしっかりと行った上で、県民が何を望み、何を期待しているかを的確に把握し、必要な行政サービスを提供し続けることです。

限られた経営資源（ヒト、モノ、カネ）を有効に活用して質の高いサービスを提供し続けるためには、組織のあり方や仕事の仕方を不断に見直す「チャレンジする行政」へ変革していかなければなりません。

そのため、外部の視点を活用した事務事業の徹底した見直しや、仕事の仕方・行政コストの最適化などのしごと改革を推進するとともに、県有財産を効率的に活用するためのファシリティマネジメントの推進や、時代の変化に対応した外郭団体の見直しに取り組みます。

また、職員が、県民本位で仕事に取り組み、目的を明確にして具体的な成果を出すことができるよう、風通しのよい職場づくりに配慮しながら、簡素で効率的かつ政策目的に効果的に対応できる組織体制を目指して、県組織の不断の見直しを行うとともに、職員数の削減を図りつつ、メリハリのある職員配置により人的資源を有効に活用できる組織を目指します。

1 組織風土の変革

(1) 風通しのよい職場づくり

組織は、指揮命令系統がしっかりと機能すると同時に、職員一人ひとりが尊重され、自由闊達な議論を通じて政策形成が図られることが重要です。

それぞれの職員が、前例踏襲や法令墨守ではなく、新しいことに対して意欲的に挑戦し、建設的な意見を持ち寄りながら課題の解決に取り組んでいくことが求められます。

県民や現場の声、具体的なデータなどを基に政策が立案され、すべての職員が活躍できる風通しのよい組織風土づくりに取り組みます。

(2) 職員の意見や提案の活用

積極的な提案を行う環境づくり

職員一人ひとりが問題意識を持ち、政策提案や改善提案を積極的に行い、業務改善に取り組む職場環境を構築します。

また、知事と職員が常に議論し、県政課題の共有化や県政を進める上での目的の明確化を図るため、対話ミーティングを行います。

提案の反映のルール化

職員の積極的な発想や創意工夫による提案の事務事業見直しへの反映をルール化し、全庁的に展開する仕組みを構築します。

(3) 現地機関の声が反映される仕組みづくり

現地機関は、県民に身近で行政サービスを提供し、県民から意見をいただく機会が多いなど、県行政の推進において重要な役割を担っています。

現地機関に寄せられた意見や要望などを組織全体で共有し、具体的な改善などにつなげていくことが重要です。

そのため、地方事務所長からの施策提案を実施するなど、地域の課題や方向性を踏まえた現地機関の声がより施策に反映される仕組みを構築し、現地機関と本庁が一体となった業務運営に取り組みます。

2 しごと改革（業務の生産性の向上）

限られた経営資源のもとでは、職員一人ひとりが常に「何のため、誰のための仕事なのか」の視点を意識し、コスト意識を持ち、成果を重視する業務遂行が求められます。

そのためには、前例にとらわれることなく、事務事業の廃止や集中化・効率化を含めたしごと改革に取り組み、より質の高い県民サービスを提供していく仕組みづくりが必要です。

また、事務事業の見直しに当たっては、「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」の観点で、優先順位を明確にして、選択と集中を徹底します。

(1) 事務事業の不断の見直し

公開性の確保、外部の視点などの観点を踏まえ、現行の政策評価・事務事業評価制度との関係も考慮しつつ、主体的・継続的に事務事業を点検する仕組みのもとに、積極的な事務事業の見直しを行います。

(2) 業務の改善・効率化

仕事の仕方の最適化

会議の活性化やプレゼンテーション方法の統一化などの業務改善の実践に取り組むとともに、業務マニュアルの整備・充実やミーティングの活用などにより、業務最適化の仕組みを構築し、継続的な改善に取り組みます。

具体的には、「職員提案、グループ討議」等による職員の意見も踏まえ、職員の主体性を発揮しながら、次のような取組を進めます。

- ・「業務改善チーム」(仮称)の設置

現地機関・本庁に業務改善チーム(仮称)を設置し、しごと改革推進リーダーを任命し、業務改善の取組の推進と様々な仕掛けに取り組む。

- ・会議の「質の向上」プロジェクト(仮称)

会議のたな卸しを行い、コスト意識を持ち、種類・目的に合った生産性の高い会議により、県組織の政策力の向上を目指す。

- ・前例にとらわれない業務の見直し

法定計画の策定など、実施することが当たり前となっている業務についても必要性を検討し、必要に応じて国への提言により見直すなど、業務のスクラップを積極的に行う。

- ・県民の声を反映させるシステム
県民から寄せられた意見・苦情を組織全体で共有するなど、業務の改善・効率化に活かす。
- ・環境マネジメントシステムの運用
環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷軽減の観点から、県の事務事業を効率的に実施し、継続的な業務改善を推進する。

ICTの活用

業務の制度面・運用面の見直しを踏まえ、専門的な知識を有する外部人材を活用して、ICTの積極的な活用によるシステム構築・改良・相互連携・統廃合などを更に進め、業務運営の簡素化・効率化・合理化を図ります。

* ICT：Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術のこと。

業務の集約化

業務を集約化することにより、効率化や調達コストの削減が期待できる物品購入などの業務について、集約化を検討します。

- ・現地機関における物品の一括購入の拡大
- ・公用車の集中管理の促進
- ・業務委託の複数年契約、庁舎管理、機械保守、機器リースの一括契約による省力化、経費節減

県民サービスの改善

申請から許認可等を行うまでの標準処理期間の見直し、税に代表されるマルチペイメントやクレジットカード収納の導入などの収納方法の多様化、電子申請の活用促進などにより、県民サービスの改善を図ります。

3 アウトソーシングの推進

民間企業等のノウハウの活用によるサービスの質の向上・コストの縮減、公の仕事を開放することによる民間企業等の活力の高揚や雇用の創出などを図るため、アウトソーシングの推進に積極的に取り組みます。

(1) 指定管理者制度の導入

民間企業等の能力やノウハウを活用しながら、県民サービスの向上を図るとともに、管理運営経費の縮減が期待できる指定管理者制度について、今後も法令等の制約や業務の特殊性などから県が直接管理しなければならない特別な理由がある場合を除くすべての施設で導入の検討を行い、可能なものから順次導入していきます。

特に、法令等の制約が解除され、新たに導入が可能となった施設については、導入の効果と課題を十分に見極める中で、他の施設に先駆けて検討を進めます。

導入に当たっては、利用者の満足度の向上を図り、指定管理者の自由度を高めるとともに、施設の持つ本来の機能を十分に発揮できる望ましい制度運用のあり方を検討していきます。

更に、指定管理者との意見交換や利用者など第三者の声を管理運営に反映させる仕組みづくりなど、制度運用に係るガイドラインを見直し、より効果的・効率的な施設の管理運営を行っていきます。

- ・平成24年度における導入予定施設 山岳総合センター

(2) 地方独立行政法人化

事業をより効果的・効率的に実施する観点から、県とは別法人格を有する組織が公共サービスを提供する地方独立行政法人は、病院、大学などの運営において、自立的な業務運営が可能となるため、業務効率やサービスの向上が期待できるものについて、導入の検討を進めます。また、既に地方独立行政法人へ移行した県立病院機構が、経営の自由度を高め、創意工夫を生かした弾力的な業務運営が継続できるよう、県として必要な支援を行います。

(3) 業務の民間委託の推進

県が自ら行うべきかどうかという視点で業務を再点検し、民間委託することによる民間企業等の活力の高揚と雇用の創出などの視点から、下記に例示した業務をはじめ、可能なものについて順次実施していきます。

特に、統計等の定型業務や、検査・分析等の専門技術・設備を要する業務などについて、他の自治体における委託実績や導入の効果を見極めた上で、民間委託の可能性を追求します。

また、業務の民間委託の拡大に当たっては、「企業等からの提案制度」についても早期の導入を目指して制度設計を進めます。

・ 民間委託を導入する業務例

未利用県有地の売却業務、介護センター業務、特別支援学校等のバス運転業務、県施設の給食業務 など

4 ファシリティマネジメントの推進

限られた財源の中で、県が保有する財産について、今まで以上に有効活用と効率的利用を図るとともに、人口減少に対応した県有財産の総量縮小に向けた取組を進める必要があります。

そのため、経営的な視点で全ての県有財産を総合的に管理し活用していく「ファシリティマネジメント」の考え方を取り入れた「長野県ファシリティマネジメント基本方針」を策定し、県有財産の総合調整・総合利活用に向けた取組を推進するための仕組みづくりを進めます。

(1) 県有財産の有効活用

新たな貸付制度の導入や行政財産の使用許可・使用料の見直し、職員宿舎の管理事務集約化と共同利用の推進、高校再編に伴う後利用の検討など県有財産の効率的な利活用の推進と歳入確保のための取組を徹底します。

また、遊休施設の情報を共有し、有効に活用する仕組みづくりを市町村等と共同で検討します。

(2) 県有財産の総量縮小

施設の集約化・転用に向けた計画策定や活用の見込みのない土地・建物の売却、貸付けなど県有財産の総量縮小の取組を推進し、施設の保有コストを縮減します。

(3) 県有施設の長寿命化

今後も引き続き利用していく施設について、中長期的な観点から修繕・改修計画や省エネルギー等性能向上のための計画を策定し、施設の長寿命化を推進するとともに、維持管理水準の統一や複数施設の一括発注による維持管理業務の最適化など、財政負担の軽減や平準化に向けた取組を進めます。

5 県組織の見直し

(1) 本庁組織の見直し

組織の見直し

これまで、スリム化、効率化を図り、効果的な行政サービスの提供を行う体制を整備するために実施してきた本庁組織の見直しの成果、新たな総合5か年計画や、行政需要の変化などを考慮した上で、各部局の役割・機能を整理し、「スクラップ・アンド・ビルド」を基本としつつ、必要に応じて見直しを行います。

部局横断的・新たな行政課題への対応

社会経済情勢がめまぐるしく変化し、行政需要が多様化・複雑化する中で、様々な課題に的確に対応するため、部局横断による推進本部や若手、中堅職員によるプロジェクトチームを活用するとともに、弾力的・機動的な事業展開を図るため、必要に応じて職の設置を含めた組織体制の充実について検討します。

(2) 現地機関の見直し

本県では、平成21年4月に保健福祉事務所や建設事務所を含む大規模な現地機関の見直しを実施してきたところです。

今後とも県政を取り巻く環境の変化等に的確に対応し、県としての設置の必要性、役割の強化、住民の利便性確保の視点などから、現地機関のあり方を検討し、関係者の理解を得ながら必要に応じて見直しを行います。

(3) 県有施設のあり方の検討

利用者の大半が所在市町村の住民であるような施設は、利用者の利便性やサービス向上の観点から、引き続き市町村への譲渡を進めます。また、民間団体等が運営することにより、サービスの向上につながると考えられる施設についても民間団体等への移管を進めます。

ただし、現状のサービス水準の確保のために、県が直接管理することが必要な場合は、施設ごとに考え方を整理します。

(4) 公営企業のあり方の検討

平成15年に策定された「企業局事業の民営化計画」に基づく取組を進めます。なお、電気事業については、エネルギーを取り巻く環境の変化等を踏まえ、改めてあり方の検討を行います。

(5) 教育機関のあり方の検討

教育委員会において、高等学校再編整備の実施や更なる検討、教育機関等のあり方の検討を行います。

(6) 警察組織のあり方の検討

県警察では、これまで警察署の統廃合を始めとした組織再編を行っており、引き続き適正な業務管理を踏まえた警察組織のあり方を検討していきます。

6 定員の適正化

(1) 定員適正化計画の策定

持続可能な財政運営等を図るため、事務事業や施設のあり方等を大胆に見直し、引き続き職員数の削減に取り組みつつ、メリハリのある定員適正化計画を策定します。

(2) 人的資源の有効活用

新たな課題に的確に対応するため、事務事業の見直し等と連動した「スクラップ・アンド・ビルド」を行い、少数精鋭で効果を上げる組織運営を行います。

(3) 非常勤職員の活用と適正な管理

県の行政サービスの提供に当たり様々な業務に従事している非常勤職員について、有効活用を図るとともに、職員数の適正な管理に努めます。

7 外郭団体の見直し

県が出資等を行う43の外郭団体については、現行の改革基本方針の策定から3年が経過しており、団体が担う公的サービスの必要性や団体運営のあり方などを検証する必要があるため、社会経済情勢の変化を踏まえ、団体のあり方や県の人的・財政的な関与のあり方について、引き続き見直しに取り組みます。

(1) 改革基本方針の見直し

基本方針の見直し

社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、包括外部監査の結果なども踏まえ、基本方針が現状にそぐわなくなっているなど方針を見直す必要がある団体については、見直しを行います。

外郭団体に対するチェック体制のあり方についての検討

外郭団体については、団体によって県からの職員派遣や財政支出など県の関与が異なっていることから、包括外部監査の結果なども踏まえ、全庁的な立場から指導等をすべき団体(監理団体)と所管部局による管理を行う団体(報告団体)に区分するなど、県の指導等のあり方を検討します。また、団体の評価システムを含めた運営状況の公表のあり方について検討を進めます。

(2) 県の関与の見直し

改革基本方針に基づき、県の人的・財政的な関与について、団体の経営状況を踏まえ、引き続き見直しを行い、最適化を図ります。

また、各団体の求めに応じて県退職職員を紹介してきた役員等の職について、今後は、原則として公募による採用ができないか各団体に要請するものとし、公正性や透明性の確保に努めていきます。

財政構造改革

質の高い県民サービスを提供し続けるため、歳入確保、歳出削減による持続可能な財政構造の構築を目指すとともに、将来負担を抑制し財政の健全化に取り組みます。

時代の要請や多様化、複雑化する行政ニーズに対応し、質の高い県民サービスを継続的に提供していくためには、持続可能な財政構造の構築が不可欠です。

これまで、「財政改革推進プログラム」(平成14年度～18年度)、「行財政改革プラン」(平成19年度～23年度)に基づき取組を進めてきましたが、景気低迷による税収の減少や社会保障関係費の増加などにより、収支不足を基金取崩しにより補う財政状況が続いています。

東日本大震災や円高の影響などにより今後の景気動向が不透明な中、県独自の歳入確保について更に取組を強化するとともに、既存事業の見直しなど徹底した歳出削減により財源を確保する必要があります。こうした歳入確保、歳出削減により、基金の取崩しに頼らない持続可能な財政構造の構築を目指すとともに、県債など将来負担を抑制し財政の健全化に取り組みます。

基本的な考え方

新たな仕事やサービスの充実には、財源の確保が不可欠です。このためには、税などにより県民に負担を求めるか、県債発行により将来の世代に負担をお願いするか、または既存の事業の見直しを大胆に進める必要があります。

財政構造改革に当たっては、こうした受益と負担の関係について県民の理解を得ながら進めていきます。

【持続可能な財政構造の構築】

歳入確保と歳出削減の取組を徹底して財源不足額を圧縮し、基金の取崩しに頼ることなく収支が均衡する持続可能な財政構造の構築を目指します。

【抜本的な見直しによる施策の重点化】

新たな発想による積極的な歳入確保、県が果たすべき役割や事業の費用対効果などを踏まえた歳出削減など抜本的な見直しを行い、時代の変化や行政ニーズに即応した真に必要な施策に重点的な財源配分を行います。

【将来負担の抑制による財政の健全化】

県債のみならず、県が将来の負担を保証している団体等の借入金も含め県全体の債務残高の縮減に努め、実質公債費比率や将来負担比率の更なる改善など財政の健全化に取り組みます。

1 歳入確保の取組

(1) 新たな歳入確保

ネーミングライツ(県有施設の命名権)や広告収入など新たな自主財源の確保に向けて、これまでの取組の拡大や新しい仕組みの導入など新たな発想で全庁を挙げて積極的に取り組みます。

ネーミングライツの積極的導入

現在募集している施設の契約に向けて更に企業への働きかけを行うとともに、対象施設等について企業からの提案を募集する仕組みを導入します。また、道路・河川施設、公園など新たな対象施設の検討を進めます。

- ・現在募集中の4施設の契約交渉(伊那文化会館、松本文化会館、動物愛護センター、松本平広域公園)
- ・対象施設や条件などの提案により企業の意向を取り入れる「提案募集型制度」の導入
- ・新たな対象施設の募集を検討(戸隠森林学習館、道路施設、河川施設(ダム等)、公園など)

広告収入の確保

広告掲載に活用可能なスペースを最大限活用し、様々な広告媒体による収入の確保に向けて積極的に募集を行います。

(ホームページバナー)

ホームページへのバナー広告掲載について対象ページの拡大を実施します。

- ・トップページ以外へのバナー広告の掲載などを検討
- (警察本部、教育委員会、動物愛護センター、地理情報システムなど)

(ブログ、メールマガジン)

県で作成しているブログやメールマガジンへの広告掲載の対象を拡大します。

- ・「魅力発信ブログ」や個別に発行しているメールマガジン等への掲載を検討

(公用車広告)

公用車の車両側面への広告掲載について募集対象車両を拡大します。

- ・県庁公用車の対象台数の増加、地方事務所等現地機関の公用車へ拡大

(庁舎壁面広告)

来庁者が多い施設において庁舎内へのポスター掲載等に係る行政財産の貸付料を徴収します。

- ・県庁エレベーター内、エレベーターホールに導入し、運転免許センター等に順次拡大

(印刷物への広告掲載)

一般事務用封筒、広報誌、パンフレット等印刷物への広告掲載を募集します。

(雑誌スポンサー制度)

図書館の雑誌カバー等に企業広告を掲載する仕組みの導入を検討します。

- ・県立図書館等で「雑誌スポンサー制度」の導入を検討

寄付金収入の確保

ふるさと信州寄付金の確保に向けて、インターネットバンキングの活用など納入方法の拡大を進めるとともに、大都市圏での更なる掘り起こしなど全庁を挙げてPR活動に積極的に取り組みます。

(2) 県税収入の確保

景気低迷などにより法人関係税を中心に県税は平成20年度以降減少しており、東日本大震災や円高による企業活動への影響から今後の回復も不透明な状況となっています。産業の活性化により中長期的観点から県税収入の確保に努めるとともに、滞納整理の強化による未収金の削減や県独自の税の検討を進めます。

産業活性化による税収確保

「産業振興戦略プラン(仮称)」などに基づき、産業活性化に向けた施策を総合的に展開し、中長期的な観点から県税収入の確保に向けて取り組みます。

徴収率の向上に向けた取組強化

税負担の公平性の観点から、納期内納付の促進と滞納整理の強化など未収金の縮減に向けた取組を強化し徴収率の向上を図ります。(平成22年度未収金：62億円)

特に、未収金の8割を占める個人県民税、自動車税について重点的に徴収対策を実施します。

個人県民税については、直接徴収や併任徴収の活用など市町村との連携を更に強化します。あわせて、特別徴収制度の更なる徹底のため、入札参加資格申請の条件化への取組や特別徴収義務者の全指定に向けて市町村と検討を進めます。

自動車税については、納期内納付の促進を図るとともに「県税電話催告センター」による早期納付に向けた取組、タイヤロックを用いた差押えの強化などにより、徴収率を向上させ、滞納額を増加させないようにします。

さらに、納税者の利便性の向上と納期内納付の促進を図るため、マルチペイメントネットワーク(地方公共団体と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、パソコン等で払いができる仕組み)を利用した収納制度の導入を検討します。

また、平成23年度に業務を開始した「長野県地方税滞納整理機構」とも連携を図り、税務担当職員的能力向上に取り組むほか、更なる徴収体制の強化について検討を進めます。

県独自の税の検討

平成20年4月に導入した「森林づくり県民税」が平成24年度末で5年間の実施期間を終了するため、これまでの取組の効果などを検証し、期間の延長や今後のあり方について検討します。

このほか、「長野県地方税制研究会」の意見を踏まえ、長野県独自の政策税制等を検討するとともに、国や全国知事会へ要望、政策提言をしていきます。

(3) 受益者負担の適正化

施設の利用や特定の方のために行うサービスについては、利用者に経費の実費相当額を負担していただいています。業務間の公平性や社会情勢の変化を踏まえ、新たな手数料等の設定や定期的な金額の見直し、減免基準の見直しを行います。また、未収金縮減の目標を設定し、滞納者に対して厳正な対応を行うなど未収金縮減の取組を強化します。

使用料・手数料の見直し

これまで手数料等を徴収していなかった業務について、業務間の公平性や各県での徴収状況なども踏まえ、受益者負担の観点から新たな費用負担を検討します。

また、現在の使用料・手数料について、社会情勢の変化等を踏まえ、各県の状況、類似施設との均衡などの観点から、定期的に見直しを実施します。

- ・証明事務手数料を徴収する事務の対象拡大
- ・原産地呼称管理制度など県独自の認定制度の有料化を検討
- ・機器貸与使用料、講座受講料徴収の徹底
- ・総合教育センター等の会議室の活用に向けた検討 など

減免規定の見直し

県有施設使用料等について受益者負担適正化の観点から減免基準の見直しを検討します。

- ・行政財産の目的外使用許可など団体関係減免の見直し など

税外未収金縮減の取組

受益者負担の適正化、負担の公平性の観点から、県営住宅使用料や貸付金返還金などについて、未収金縮減の目標設定を行うとともに、利益を享受しながら対価を支払わない滞納者に対して法的措置を講じるなど厳正に対応し、未収金縮減に向けて取組を強化します。

(平成22年度未収金：26億円)

- ・未収金回収の目標設定を行い、毎年度の進捗状況や取組内容を管理
- ・徴収困難な事例の対応など県全体で取り組む体制の構築を検討 など

(4) 県有財産の有効活用

ファシリティマネジメントの観点から未利用土地・建物の売却、貸付けなどを積極的に推進するとともに、知的財産の活用などに積極的に取り組みます。また、基金を効率的に運用し利子収入の確保に努めます。

- ・利用見込みのない財産の売却、貸付けの推進
- ・駐車場の有料化など空きスペースの活用を検討
- ・産業団地の用地分譲や廃止した道路、河川敷の売却処分
- ・自動販売機の公募制の更なる拡大
- ・県有林オフセット・クレジット（J-VER）の創出
- ・知的財産の使用許諾料等の確保
- ・減債基金（満期一括分）運用方法の見直し など

(5) 臨時的財源の活用

特別会計の内部留保資金の一般会計への繰出しを徹底するとともに、特定目的基金の活用により財源を確保します。

特別会計の内部留保資金の活用

貸付事業等を実施する特別会計について、今後の資金需要等を踏まえつつ、その規模を見直すこととし、活用見込みのない資金について、一般会計への繰出しを徹底します。

特定目的基金の活用

(経済対策関連基金の積極的な活用)

国の経済対策に伴う補正予算により措置された経済対策関連基金を積極的に活用します。また、地域の実情に即した取組が可能となるよう国に対して更なる要件緩和や期間の延長などを要請していきます。

(基金の取崩し)

大幅な財源不足などにより、財源調整のための基金（財政調整基金、減債基金）だけでは対応ができない場合には、特定目的基金の取崩しにより臨時的な財源として活用します。

2 歳出削減の取組

(1) 抜本的な事業見直し

限られた財源の中で新たな施策に取り組むためには、既存事業を抜本的に見直す必要があります。県が真に果たすべき役割や費用対効果を踏まえ、聖域なく徹底した見直しを毎年度実施します。

< 主な検討内容 >

役割分担の明確化 < 行政経営システム改革、地方分権改革などを反映 >

国、県、市町村や民間との役割分担を踏まえ、県が果たすべき役割を明確にして事業の見直しを行います。

- ・住民に身近な市町村の役割を踏まえ、県行政の役割を整理
- ・地域に密着した施設の移管等に向けた検討 など

事業の必要性・有効性の検討

社会情勢の変化などから、所期の目的を達成した事業や費用対効果の低下など必要性や有効性が薄れた事業は、廃止・縮小します。

- ・処分頭数の減に伴う犬等管理所運営事業の縮小
- ・外周発光装置付一時停止標識の整備計画の完了 など

事業の効率性の検討 < 県民参加と協働の推進、行政経営システム改革を反映 >

多様な活動主体の展開も踏まえ、県民サービス向上の観点から、県が直接実施するよりも効率性が高まる事業について、民間委託や民間との協働を積極的に進めます。

- ・山岳総合センターの指定管理制度導入
- ・未利用県有地の売却業務の民間委託
- ・介護センター業務の民間委託
- ・給食業務の民間委託 など

事業の終期設定

事業実施に当たっては、達成目標に応じた終期の設定を必ず行うこととし、目標達成状況と事業効果を定期的に検証します。

県単独補助金の見直し

県単独補助金について、以下の視点などから見直しを実施します。

長期にわたり継続的に支出している補助金について、事業目的、事業効果などに照らして必要性を検討し、縮小・廃止、終期の設定を行います。

補助率が2分の1を超える補助金について、県が果たすべき役割を踏まえ、補助率の引下げを検討します。

国庫補助金への任意上乗せについて、県が果たすべき役割を踏まえ、廃止を検討します。

協議会等負担金の見直し

協議会等への負担金について、以下の視点などから見直しを実施します。

全国、ブロック協議会等で全ての団体が加入していない場合は脱会を検討します。

繰越金、剰余積立金が多額な協議会等に対しては負担金の休止、縮減を要請します。

都道府県のみで構成する協議会等については繰越金が生じないように実績に応じた負担金請求方式への変更や活動実態に応じて負担金の廃止を要請します。

県が主導する協議会等の事業費を節減することにより各構成団体の負担を縮減します。

投資的経費の効果的配分とコスト縮減

限られた財源の中で、真に必要な社会資本の整備を計画的に進めるために、事業費の効果的配分による投資の重点化、中長期的観点からの事業費の平準化に取り組みます。

また、老朽化による更新時期の到来や維持修繕費の増加などを踏まえ、既存の社会資本を今後も有効活用していくため、長寿命化計画の策定によるライフサイクルコストの縮減や計画的な維持修繕を実施するとともに、公共工事のコスト縮減に取り組みます。

- ・道路、公園などの長寿命化計画の策定
- ・設計の最適化の検討、発注者と受注者の工事情報の共有化、設計の電子納品の推進 など

内部管理経費の徹底した節減

省資源・省エネルギーの観点から資源の節約に取り組むとともに、庁舎管理などの複数年契約化や業務集約による一括契約の推進など、業務の省力化や経費節減に努めます。また、情報システム等の統合や収入証紙による収納方法の見直しを検討するなど内部管理経費の節減を徹底します。

- ・環境保全のための「長野県職員率先実行計画」及び環境マネジメントシステムの運用による資源節約の取組
- ・道路照明の環境配慮型照明への切替え、信号機のLED化促進等
- ・業務委託の複数年契約、庁舎管理、機械保守、機器リースの一括契約による省力化、経費節減
- ・現地機関における物品の一括購入と公募型見積合わせの拡大
- ・公用車の集中管理の促進
- ・電算システム、サーバ等の統廃合など情報システム最適化の計画的推進
- ・収入証紙によらずに収納が可能な業務の検討 など

効率的な予算執行

最小のコストで最大の効果が発揮できるよう早期執行に努めるとともに、執行段階における業務改善や実施方法の見直しなどにより省力化や経費節減に最大限努力します。

また、「予算を使いきる」という意識を払拭し、契約差金などの不用額は不執行とすることを徹底するとともに、執行時の工夫や見直しにより得られた財政効果額を翌年度の予算編成で活用する制度(見直しインセンティブ)により、更に効率的な予算執行に取り組みます。

(2) 人件費の縮減

県民協働やアウトソーシングの推進、人材マネジメント改革、行政経営システム改革など役割分担の明確化や効率的な行政運営に向けた取組により、人件費の縮減を図ります。

- ・指定管理者制度や業務の民間委託などアウトソーシングの推進
- ・組織の見直しや業務の改善・効率化などによる定員の適正化
- ・時間外勤務の縮減目標を設定し、超過勤務手当等を縮減 など

(3) 公債費の縮減

依然として高い水準にある公債費の縮減に向けて、引き続き、県債発行の抑制や元金償還の平準化、利子負担の軽減など中長期的に取り組みます。

- ・償還額の平準化を図るため、発行形態、発行額、償還年限など発行方法の多様化や繰上償還など必要に応じて償還計画の見直しを実施
- ・市場の金利動向を踏まえ、有利な条件で資金調達を行うため、競争方式での金利決定により調達コストを軽減 など

3 改革の効果と財政見通し

(1) 歳入確保・歳出削減の効果額

(2) 財政見通し(平成24~28年度)

4 財政健全化に向けた取組

(1) 県債残高と健全化判断比率の今後の見通し

(2) 県債の発行抑制と県債残高の縮減

平成24年度当初予算編成を踏まえた財政見通しなどを作成し、方針(案)の段階で記載します。

県債発行の考え方

県債発行については、国の地方財政計画による臨時財政対策債の発行規模などを注視しつつ、可能な限り発行抑制に努めていきます。県債ごとの発行の考え方は以下のとおりです。

<臨時財政対策債>

- ・「臨時財政対策債」は、国税等の減少により不足する地方交付税の振替えとして国から割り当てられるため全額を発行せざるを得ません。地方の財源不足を過度に臨時財政対策債に依存しない地方財政制度の確立を今後も国に強く要請していきます。

<通常債>

- ・「建設事業債」は、世代間負担の公平を図るため、社会資本整備の財源として活用しますが、「可能な限り子どもたちの世代に付けを回さない」という観点から、今後の当初予算における発行額は、原則として平成23年度当初予算額の範囲内とし、毎年度の予算編成の中で発行の抑制に努めます。ただし、年度中途における災害や経済対策など緊急な対応が必要な場合は、その財源として活用します。

[建設事業債の平成23年度当初予算額 592億円](公共投資臨時基金活用前の額)

- ・「退職手当債」及び「行政改革推進債」については、極力発行の抑制に努めます。

「退職手当債」:退職手当の増加による一時的な負担増に対処するため、将来の人件費削減による効果額の範囲内で発行が認められる県債

「行政改革推進債」:行政改革による効果額の範囲内で、建設事業の財源として通常の充当率を超える部分に充当可能な県債

県債残高の縮減

県債残高については、地方の財源不足を過度に臨時財政対策債に依存しない制度の確立を国に対して強く求めつつ、中長期的な視点で縮減を図ります。

5 県民や地域の声の反映と情報共有

(1) 県民や地域の声の予算編成への反映

予算要求時点での主要事業や事業見直しの公表、予算要求に対する県民意見の募集、査定経過や査定内容の公表など、県民や地域の声を反映するため、透明性の高い予算編成に向けた取組を今後も続けていきます。

地域の特性を生かした取組などを予算編成に一層反映するため、地方事務所長が地域課題に対応した施策を取りまとめて提案する仕組みを平成24年度から導入します。(平成23年度は試行的に実施)

(2) 財政情報の公表

県民の皆様の理解と協力を得ながら財政構造改革を進めていくため、新たに補助金等一覧表を公表するなど、県財政の状況や予算・決算情報などを分かりやすくホームページなどで公表します。また、毎年度の当初予算編成にあわせて、その時点での中期的な財政見通しを作成して公表していきます。

<公表する主な資料>

【当初予算編成時】

- ・翌年度の財政見通し(10月時点の財政見通し) <10月 予算編成方針中に掲載>
- ・予算要求概要、主な見直し事業(案)の公表 <12月>
- ・長野県財政の状況(県財政の基礎的データ) <2月、随時更新>
- ・中期財政試算(5か年先までの財政収支見通し) <2月>
- ・補助金等一覧表(県が支出する補助金等の一覧表) <2月>

【決算とりまとめ後】

- ・普通会計決算の概要 <8月>
- ・健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の状況 <9月>
- ・財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書) <11月>

地方分権改革

個性豊かで活力のある地域社会を実現するため、地方が自らの判断と責任により自主的・自立的な行政運営を担う、地方分権改革を推進します。

1 国から地方への事務権限の移譲

(1) 国の出先機関の原則廃止への対応

国では「地域主権戦略大綱」(閣議決定)において出先機関の原則廃止の方針を示しています。地方が最重点分野として位置付けている、公共職業安定所(ハローワーク)や直轄道路の移管について、国における十分な財源措置を前提とした上で、知事会と連携を図りながら、その実現に努めます。

(2) 国の事務・権限の受入れ

国出先機関の原則廃止に伴う事務・権限の受入れについて、まずは可能な限り県単独で受け入れることを前提とし、単独での受入れが難しい広域的な連携体制の構築が必要な事務については、関東地方知事会及び中部圏知事会参加の各都県と連携して体制を整備した上での受入れを目指します。

2 長野県独自の自治の検討

専門性の高い業務において事務処理を行う機関の共同設置などについて市町村とともに研究を進め、県・市町村双方の機能強化や行政コストの削減などに取り組めます。

また、住民に最も近い基礎自治体である市町村が地域課題を主体的に担えるよう、市町村や広域連合への権限移譲に当たっては、複数の事務を分野別にまとめてパッケージ化するなど、新たな取組に着手します。

3 市町村や近隣県との連携強化

観光振興、鳥獣被害対策など、広域的な取組を推進することで、県民サービスの向上や事業効果の高まりが期待される分野や、災害対応のように広域的な対応が必要とされる分野について、市町村や近隣県との連携強化を図ります。

第3 今後の施策展開

今後の長野県づくりの方向性や具体的な施策については、平成25年度からの5か年を計画期間とする新たな総合5か年計画の策定に向けて、現在検討を進めているところです。長野県の発展に向け様々な施策を着実に推進するためにも、本方針に基づき、県民サービス向上のための仕組みづくりや安定した行政・財政基盤の構築に向けた取組を進めます。

第4 国への提言

地方分権に対応した国と地方の役割分担の見直し

1 市町村、都道府県、国の役割を踏まえた権限移譲

分権型社会を構築し地域の活力を引き出すためには、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が主体的に実施するため、国、県、市町村の役割分担を「補完性の原理」に基づき構築する必要があります。このため、国の出先機関の原則廃止を「アクション・プラン」等に基づき早期に実現し、更には国から県、県から市町村への権限移譲について、「地域主権戦略大綱」等に基づき一層の進展が図られるよう要望していきます。

2 義務付け・枠付けの更なる見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地域の実情に沿った施策を推進するために、国が法令で地方に対し施設の設置基準等に制約を持たせている「義務付け・枠付け」について、一定の見直しが図られたところです。

しかし、地方に基準設定の裁量がない「従うべき基準」が相当数設定されているため、廃止又は「参酌すべき基準」など地方が独自の基準を設定できる規定へ移行するとともに、今後の見直しに当たっては、「従うべき基準」の設定は原則行わないことを要望していきます。

地方一般財源総額の確保など安定的な財政基盤の確立

1 一般財源総額の確保・充実

社会保障関係費の自然増など義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な財政構造のもとで、安定的にサービスを提供していくためには、県税や地方交付税など一般財源の確保・充実による財政基盤の確立が不可欠です。自主性、自立性を発揮して質の高いサービスを提供していくため、一般財源総額を確保するとともに地方消費税の引上げも含めた地方税財源の充実を国に求めていきます。

2 臨時財政対策債の段階的縮減・廃止

国の地方財政計画により臨時財政対策債の発行額が増加し、県債残高が増加し続けています。今後、臨時財政対策債の償還財源が地方財政を大きく圧迫することのないよう臨時財政対策債に過度に頼らない地方財政制度の確立を求めています。

国庫補助制度等の改善

1 全国的な課題に対する国での制度化や財源確保

全国一律の現金給付や全国で一定水準を確保することが必要なサービスなど国で実施することが適当な事業については、国での制度化や財源確保を求めています。

- ・国による乳幼児医療費助成制度の創設 <全国 47 都道府県で同様の制度を実施>

2 超過負担の解消や制度改正に伴う確実な財源措置

国が本来補助すべき額を交付せず多額の超過負担を強いられている事業について、早急に超過負担の解消を行うとともに抜本的な制度の見直しを行うよう要望していきます。また、国の制度改正や権限移譲に伴い新たな地方負担が発生する場合には、地方と十分協議し、安定的なサービス供給ができるよう税源移譲などにより確実な財源措置を講じるよう要望していきます。

- ・特定疾患治療研究費の超過負担 4.5 億円（必要な国庫補助 9 億円に対して 4.5 億円の交付）
- ・社会福祉施設整備費補助金等の特別な地方債（三位一体の改革に伴い国庫補助金の廃止分を地方負担に振り替えた地方債）への事業費補正の継続

3 経済対策関連基金事業の終了に伴う適切な措置

国の補正予算等により措置された経済対策関連基金の実施期間が終了後も恒常的に実施しなければならない事業については、適切で十分な財源措置を講じるよう要望していきます。また、経済・雇用情勢などから引き続き基金事業として実施する必要があるものは、実施期間の延長や更なる要件の緩和を行うよう要望します。

- ・経済対策関連基金事業の終了に伴う妊婦健康診査や介護職員処遇改善などの確実な財源措置

第5 方針の実施に当たって

県民、市町村、団体等の意見の反映

今回の取組内容は、県民生活や市町村行政とも密接に結びついているため、今後も県民・市町村・団体等への十分な情報提供や意見交換をしながら実施していきます。

本庁部局や現地機関の大規模な見直しや外郭団体のあり方の見直しなどについては、必要に応じ審議会等の御意見を聞いた上で、実行に移していきます。

推進体制、実施状況の公表

知事を本部長とする「行政・財政改革推進本部」において取組の進捗管理を行い、毎年度、実施内容や達成状況等を取りまとめて公表します。

< 参考 >

これまでの取組、現状と課題

行政改革、財政改革のこれまでの取組

本県では、これまでも、行政改革、財政改革のための計画を策定し、行政運営の効率化や持続可能な財政構造の構築に向けて様々な取組を実施してきました。

平成 19 年 3 月に策定した現行の「長野県行財政改革プラン」では、地方分権時代に即した持続可能な行財政基盤、スリムで効率的な行財政基盤の確立を目指すとともに、国が要請する集中改革プランにも対応するため、分権改革、行政システム改革、財政構造改革を 3 つの柱とし職員定数の適正化、歳入確保、歳出削減の取組などを行ってきました。職員数の削減や財政効果額などの取組は、当初の目標数値を上回る見通しとなっています。

【平成 10 年以降に取り組んだ行政・財政改革のための方針・計画】

- ・「長野県行政改革大綱」 (平成 10 年 12 月) <平成 11 年度～15 年度>
- ・「長野県財政改革推進プログラム」(平成 15 年 2 月) <平成 14 年度～18 年度>
- ・「長野県行財政改革プラン」 (平成 19 年 3 月) <平成 19 年度～23 年度>

県行政・県財政の現状と課題

1 県を取り巻く環境の変化と多様化するニーズに対応する行政運営

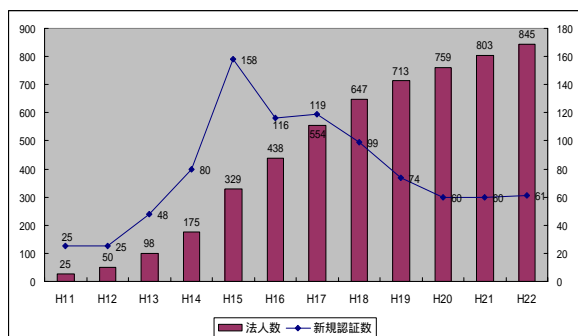
長引く県内経済の低迷や本格的な少子・高齢、人口減少社会の到来、また、NPO など多様な活動主体の増加等、本県を取り巻く環境が大きく変化し、行政に求められるニーズも、生活基盤の整備や福祉、教育、環境、産業、防災など各分野で多様化・複雑化しています。限られた財源や人的資源で各種の課題に的確かつ柔軟に対応していくためには、民間やNPO などの役割分担やノウハウの活用を図り、職員数の適正化に努めつつ行政運営に取り組むことが必要です。

(1) 多様な活動主体の展開

行政が自ら行うべき公共サービスについて、責任をもって提供していくことはもちろんですが、多くの課題を行政だけで担っていくことには限界があります。

県内ではNPOをはじめとする公的サービスの担い手が着実に増加しているため、行政が担うサービスを良質で持続可能なものとした上で、これらの多様な主体と行政が互いに役割分担を図ることにより、多様なニーズへの対応が可能となり、サービスの質の向上が期待できます。

【長野県のNPO法人数と認証数の推移】



【NPO法人数の全国状況】

都道府県名	認証数	人口10万人あたり法人数	順位
東京都	6,861	54.58	1
京都府	1,053	39.77	2
長野県	845	38.48	3
山梨県	340	38.44	4
大分県	454	37.53	5
滋賀県	505	36.59	6
鹿児島県	640	36.51	7
佐賀県	313	36.13	8
沖縄県	477	35.05	9
群馬県	691	34.14	10

(2) 県の業務のアウトソーシング(外部化)

本県ではこれまで下記のとおり、多くの業務のアウトソーシング(外部化)に取り組んできましたが、公的サービスの担い手の裾野が広がる中で、真に県自らが行うべき業務を精査し、施設管理や業務について積極的な外部化に取り組むことで、民間企業等のノウハウの活用によるサービスの質の向上を図ることが求められています。

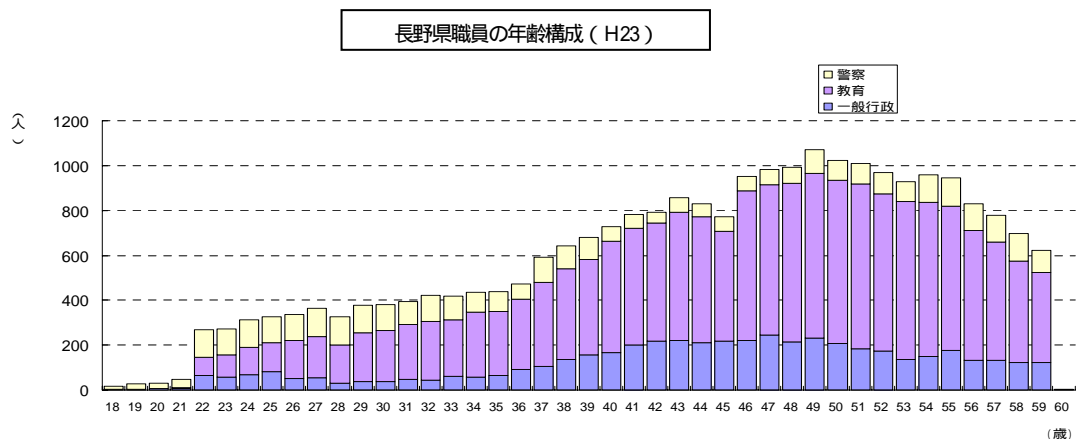
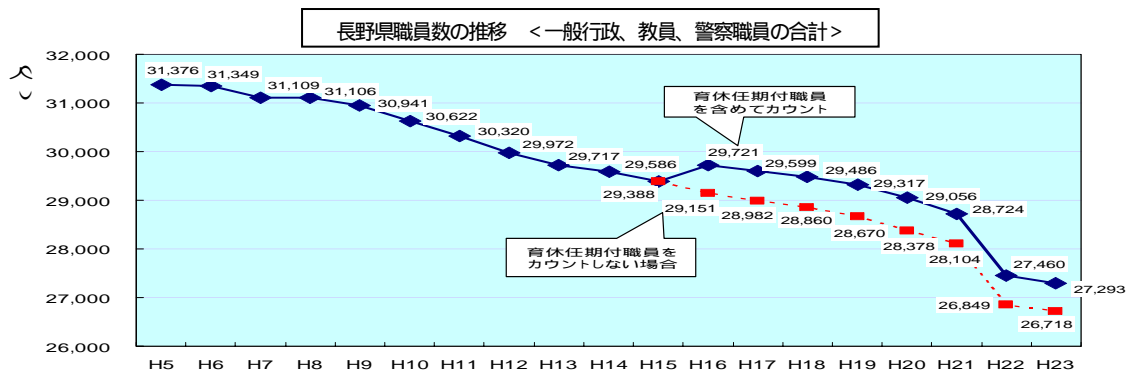
【長野県行財政改革プランの推進期間におけるアウトソーシングの例】

- ・指定管理者制度の導入(H23.4 現在 36 施設に導入)
 - H22：青年の家・少年自然の家、都市公園 H23：信濃学園、松本あさひ学園
- ・地方独立行政法人化 H22：県立5病院等
- ・業務の民間委託
 - H19：一部特別支援学校の給食業務など H20：駒ヶ根病院給食業務など H21：県税電話催告業務など H22：児童福祉施設の給食業務など H23：県庁の衛視、通信業務など

(3) 職員数の適正化に向けた対応

県では、これまで組織の再編や事務のアウトソーシング・効率化などの取組により、行政サービスの維持向上を図りつつ、職員数の削減を図ってきました。今後、高度成長期における行政ニーズの増加に対応して採用された職員の大量退職に伴い、ノウハウや技術の伝承が困難になることが想定されますが、厳しい財政状況のもと、新たな行政需要や県政課題に対応していくためには、引き続き人件費の縮減を図っていく必要があります。

そのため、職員一人ひとりの生産性を更に向上させると同時に、職員の重点配分により、定員の一層の適正化を図っていくことが重要です。



(4) 地方分権への対応

県内の市町村数は平成15年の120から77となっていますが、このうち人口1万人未満の団体が40、特に5千人未満の団体が22と小規模町村が多くを占めている状況です。

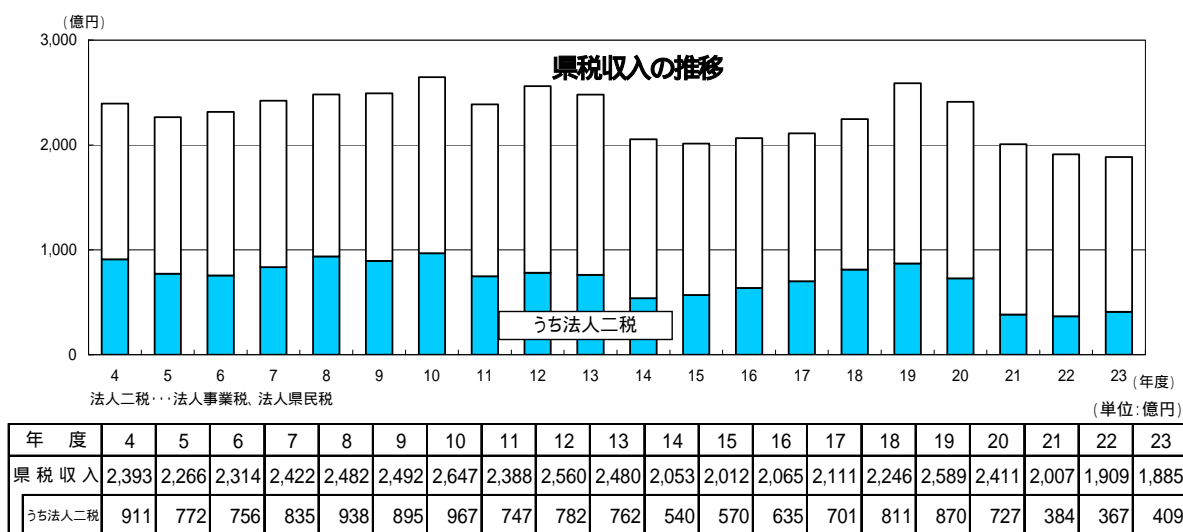
現在、地方分権の更なる進展に向けて、国による義務付け、枠付けの見直しや地方への権限移譲、出先機関改革などの議論が行われていますが、本県の状況も踏まえつつ、事務の共同処理や機関の共同設置をはじめとする小規模町村への支援などの検討を進め、地方が自らの創意工夫により個性豊かな地域経営を行うことができる分権改革への取組が求められています。

2 財源不足が続く厳しい財政状況と硬直化した財政構造

本県の財政状況は、県税収入や地方交付税の減少などによる財源不足を補てんするため、基金の取崩しが必要な厳しい状況が続いており、基金残高も残りわずかとなっています。また、過去に借り入れた借金の返済である公債費が依然として高い水準にある中で、社会保障関係費が増加し義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な財政構造となっています。

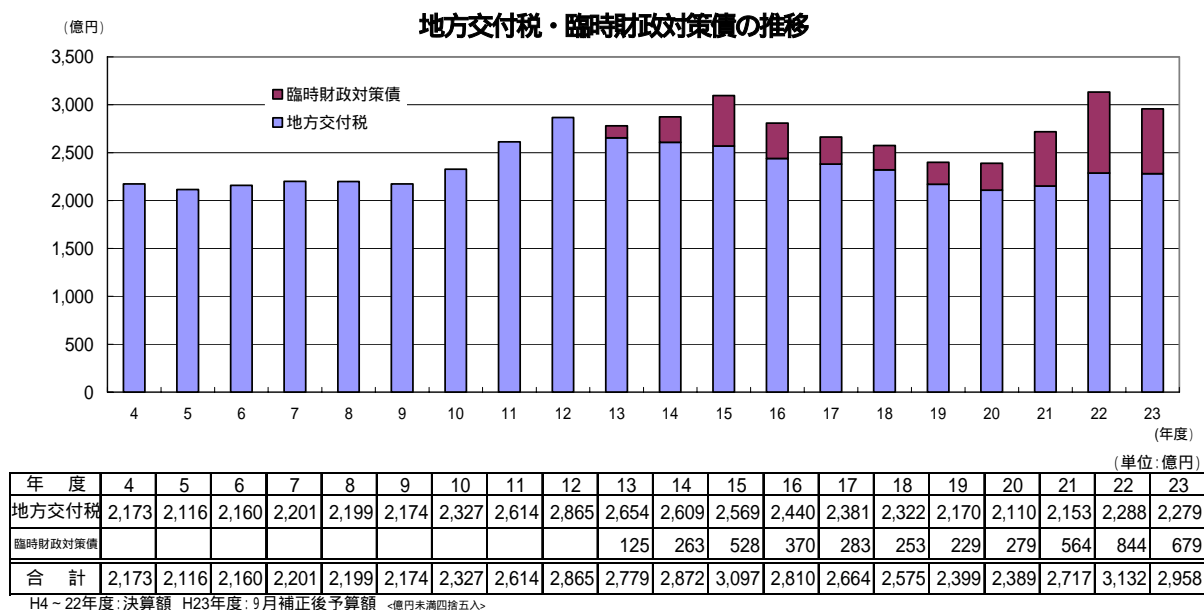
(1) 県税収入の大幅な減少

平成14年度に戦後最大の落ち込みとなった県税収入は、16年度から19年度まで法人二税の回復や国からの税源移譲などにより増加しましたが、平成20年度以降は、急激な景気悪化などにより大幅に減少しています。



(2) 地方交付税の減少と臨時財政対策債の増加

地方交付税は、平成12年度をピークに削減されてきました。21年度以降は増加していますが、国の地方財政計画により、地方交付税の不足分を振替える臨時財政対策債の大幅な発行を余儀なくされています。



長野県総務部財政課

電話 026 - 235 - 7039(直通)

ファクシミリ 026 - 235 - 7475

電子メール zaisei@pref.nagano.lg.jp

長野県総務部行政改革課

電話 026 - 235 - 7029(直通)

ファクシミリ 026 - 235 - 7030

電子メール gyokaku@pref.nagano.lg.jp

住所 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026 - 232 - 0111(県庁代表)

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp>